

## 沼津市公衆浴場設備改善事業費補助金交付要綱

昭和52年12月27日

告示第122号

(趣旨)

第1条 市長は、公衆浴場（物価統制令（昭和21年勅令第118号）の適用を受ける公衆浴場に限る。以下同じ。）の設備改善を促進し、もつて公衆衛生の向上を図るため設備改善事業を実施する公衆浴場営業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象は、公衆浴場営業者が行う公衆浴場設備改善事業（以下「補助事業」という。）に要する次に掲げる経費とする。

(1) 湯沸し設備の改善に要する経費

(2) 建物及び衛生設備の改善に要する経費

2 前項第1号の補助の対象となる湯沸し設備の範囲は、別図に定めるところによる。

3 第1項第2号の補助の対象となる建物及び衛生設備の範囲は、次に掲げるところによる。

(1) 屋根、天井、壁、窓等の修理、改善（塗装を含む。）

(2) 浴槽、浴室の修理、改善（タイル工事）

(3) 給排水（ろ過を含む。）設備及び湯気抜設備の修理、改善

4 補助金の額は、第1項第1号及び第2号に掲げる経費の額（その額が150万円を超えるときは150万円とする。）ごとに2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 市税の納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条に基づく交付申請書を受理したときは、その内容を調査し、適当と認めるときは必要な条件を付し、交付すべき補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第5条 前条の規定による決定通知を受けた者が事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、又は必要に応じて確認検査を行い、事業の結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金交付額確定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が補助の条件に従わなかつたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和53年1月1日から施行する。

付 則(昭和54年6月8日告示第51号)

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（昭和55年6月27日告示第55号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和55年4月1日以後実施のものから適用する。

付 則（昭和57年7月26日告示第38号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和57年4月1日以後実施のものから適用する。

付 則（昭和61年6月17日告示第52号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和61年度分の補助金から適用する。

付 則（昭和63年11月30日告示第80号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和63年度分の補助金から適用する。

付 則（平成12年6月21日告示第97号）

この告示は、公示の日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

別図

第1号様式

（第3条関係）

第2号様式

（第3・6条関係）

第3号様式

（第3・6条関係）

第4号様式

（第4条関係）

第5号様式

（第5条関係）

第6号様式

（第6条関係）

第7号様式

（第7条関係）